

## 令和8年度 第2回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和8年 5月25日 (月)			
開 催 場 所	役場2階 第1会議室			
開 催 日 時	令和8年 5月25日 午後	1時	30分	開 会
	令和8年 5月25日 午後	2時	23分	閉 会
出 席 委 員	1 番	具志 俊仁	5 番	大城 正和
	2 番	内間 正樹	6 番	玉城 健次
	3 番	宮嶋 扶喜子	7 番	平安山 良也
	4 番	喜屋武 和徳	8 番	米須 清和
欠 席 委 員 番 号				
議 事 録 署 名 委 員	4 番	喜屋武 和徳	5 番	大城 正和

日程第1 議事録署名委員及び書記の指名について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和8年度 第2回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>

	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、書記には高良 琴美(たから ことみ)さん、議事録署名委員には、4番 喜屋武 和徳(きやん かずのり)委員、5番 大城 正和(おおしろ まさかず)委員を指名します。
議 長 (日程第2)	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 利用権設定農地の合意解約について 報告3 農地法第3条の3の届出について  以上です。
議 長 (日程第4)	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。  議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第8号 農地利用集積等促進計画(案)の決定について 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について  以上です。  本日の提案された議案第7号から第9号までですが、そのうち現地資料確認を必要とするものが5件ございます。現地資料確認を行った後に審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なし)

議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
	休憩 午後 1 時 35 分 再開 午後 2 時 11 分
議 長	休憩前に引き続き再開します。  ただ今より、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の議案書 1ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明)  事務局といたしましては、2ページから3ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委 員	賃借料で120円/坪というのは高いんじゃない？ハウスなの？
事 務 局	ハウスではないが土地改良区で水が来ている。ほかの事例と比べても、金額が高すぎるということはないです。
委 員	そうでしたか、分かりました。
議 長	議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。

	<p>続きまして、議案第8号「農地利用集積等促進計画（案）の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第8号「農地利用集積等促進計画（案）の決定について」説明いたします。お手元の議案書4、5ページをお開き下さい。</p> <p>（議案書に基づき、農地利用集積等促進計画（案）の内容を説明）</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明がありました。本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>（質疑なし）</p>
議長	<p>議案第8号「農地利用集積等促進計画（案）の決定について」異議はございませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議長	<p>議案第8号「農地利用集積等促進計画（案）の決定について」は異議なしと認め、可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。お手元の議案書6ページをお開き下さい。</p> <p>（議案書に基づき、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請整理番号1番についての内容を説明）</p> <p>事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。以上です。</p>

議 長	ただ今、説明がありました本件について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	<p>議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、令和8年5月15日に申請者と面接を行いました。</p> <p>申請内容及び現地確認をしたところ、令和7年2月に農地法3条による許可を得て所有権移転がされた土地であり、取得後3年未満での農地転用は認められないと思いますが、理由書が添付されています。</p> <p>それによると、入院・脊髄（せきずい）手術のため、今後農業に従事することができず、所有している畑をすべて謝名区に住んでいる方に売却する予定ですので、やむを得ない転用だと思います。</p>
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	<p>議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番は異議無しと認めます。</p> <p>続きまして、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について説明いたします。お手元の議案書6ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づき、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請整理番号2番についての内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、申請農地は第一種農地ではありますが、不許可の例外に該当すると判断しました。例外とは、隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供し、一体利用を含む全体の面積</p>

		に占める申請地の面積が3分の1を超えないことです。 以上です。
議	長	ただ今、説明がありました本件について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、令和8年5月15日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、異議はございませんか。
		(異議なし)
議	長	議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番は、異議なしと認めます。



